

産業廃棄物処理施設の維持管理状況

設置者名	丸福工業株式会社
施設名称	中間処分 焼却炉
設置場所	坂出市府中町字額谷3307番3、15
問合せ先	0877-98-6385

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

(産業廃棄物処理施設の維持管理等)

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項

下記の通り

処理施設の維持管理については資格を有する技術管理者のもと以下の項目を主として管理する。

- ・搬入管理：施設の処理能力に見合った量の産業廃棄物を受け入れ、処理する。
廃棄物の種類の確認と計量の記録を行う。
搬入日、搬入時間、排出現場、収集運搬業者を記録する。
マニフェストの確認、記載を行う。
- ・破碎処分：重機及び手選別により仕分けされた品目に応じて原料用（約50mm）、燃料用（約50mm）、家畜家用（約5mm以下）に破碎し、分類保管する。
- ・焼却処分：土、コンクリート等の異物を選別除去し、許可品目のみを適切な焼却管理のもと 焼却し、燃え殻の量を減らす努力をする。
焼却炉燃焼室、集塵装置入口ガス温度を連続測定し、適切な温度となるよう温度管理を行う。

- ・施設管理：鋼板製の壁等を設けて廃棄物が飛散、流出しないようにする。
各種機械設備については、日常点検・定期点検項目を作成して、点検・記録管理し、設備の維持管理に努める。
年1回定期的に点検補修工事を行い、性能の維持を図る。
施設の維持管理に関する記録表を作成し、事務所で、3年間保存する。
異常事態発生時は速やかに施設の稼働を停止し、生活環境保全上必要な措置を講ずると共に、関連機関に連絡し、原因究明及び対策を実施する。
- ・排出管理：製品及び燃え殻、ばいじんは計量し、排出日、排出時間、収集運搬業者名、最終処分地を記録する。(マニフェストの発行)

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

(公表すべき維持管理の状況に関する情報)

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第一号	焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。)	以下のとおり

イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量(T)

(状況:2024年度分 公表の期限:翌月の末日)

産業廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【焼却】												
木くず	47	41	44	106	79	72	45	49	73	69	73	89
紙くず	17	17	32	16	12	20	21	19	22	16	19	22
繊維くず	77	16	57	54	36	38	27	41	35	24	20	21
廃プラスチック類	128	55	72	130	124	110	71	175	145	141	131	114
廃油	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0

□ 測定に関する事項

(状況:2024年度分 公表の期限:測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

温度の測定に関する事項	測定を行った位置	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
燃焼室中の燃焼ガスの温度	二次燃焼室	2024年4月11日	900 °C
集じん器に流入する燃焼ガスの温度	バグフィルター入口	同上	180 °C
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度	焼却炉出口煙道	同上	0 ppm
ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度	—	—	—

温度の測定に関する事項	測定を行った位置	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
燃焼室中の燃焼ガスの温度	二次燃焼室	2024年10月10日	900 °C
集じん器に流入する燃焼ガスの温度	バグフィルター入口	同上	180 °C
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度	焼却炉出口煙道	同上	0 ppm
ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度	—	—	—

ハ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

(状況:2024年度分 公表の期限:除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

項 目	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじん	連続除去
排ガス処理設備にたい積したばいじん	連続除去

二 前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号カの規定による測定（令第七条第十二号に掲げる施設にあっては、前条第五項第二号ロ及びハの規定による測定を含む。）に関する次に掲げる事項

（状況：2024年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

排ガスの測定に関する事項		測定に係る排ガスを採取した位置	測定に係る排ガスを採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	測定項目	測定の結果
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（毒性等量）	（年1回以上）	焼却炉出口煙道	2024年 4月 11日	2024年 5月 8日	ダイオキシン類	0.62 ng-TEQ/m ³
ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）	（1回目）	焼却炉出口煙道	2024年 4月 11日	2024年 4月 18日	ばいじん	0.001 g/m ³ 未満
					硫黄酸化物	0.07 m ³ /h 未満
					窒素酸化物	120 Vol ppm
					塩化水素	30 mg/m ³ 未満
	（2回目）	焼却炉出口煙道	2024年 10月 10日	2024年 10月 16日	ばいじん	0.001 g/m ³ 未満
					硫黄酸化物	0.03 m ³ /h 未満
					窒素酸化物	130 Vol ppm
					塩化水素	30 mg/m ³ 未満

廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設は、上記に加えて次の事項 該当なし